別記様式第12（第11条関係）　（民法組合等を通じて投資した場合）

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第６項に係る確認申請書

年　月　日

沖縄県知事
○○　○○　殿

会社の名称及び代表者の氏名　印

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第８項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、当社は沖縄振興特別措置法第57条の２第１項に規定する指定（　年　月　日付け）を受けた者であり、特定株式投資契約に基づき払込みを受けたものであることを申し添えます。

記

１．個人の氏名及び住所
　民法組合等の名称及び所在地
　当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地
　出資価額割合　％
２．払込期日（又は成立の日）　年　月　日
３．払込みがあった日　年　月　日
４．設立年月日　年　月　日
５．取得株式数
　民法組合等の取得株式数
６．払込金額
７．払込金額の総額
　民法組合等の払込金額の総額

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第13（第11条関係）

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第８項に係る確認書

年　月　日

会社の名称及び代表者の氏名　殿

沖縄県知事
○○　○○　印

年　月　日付けの経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第６項の規定による申請について、同条第８項の規定に基づき確認します。

記

１．個人の氏名及び住所
２．申請者が沖縄振興特別措置法第57条の２第１項に規定する指定を受けた者であること
３．払込期日（又は成立の日）　年　月　日
４．払込みがあった日　年　月　日
５．４の期日が当該会社の設立の日以後十年を経過していないこと
６．当該申請に係る払込みは、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第１項の特定株式投資契約に基づくものであること
７．取得株式数
８．払込金額
９．払込金額の総額

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第14（第11条関係）

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第９項に係る確認をしない旨の通知書

年　月　日

会社の名称及び代表者の氏名　殿

沖縄県知事
○○　○○　印

年　月　日付けの経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第６項の規定による申請については下記の理由により確認しませんので、同条第９項の規定に基づき通知します。

記

確認をしない理由

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

府　令　・　省　令

○内閣府　経済産業省令第一号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百三十六号）の施行に伴い、並びに沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百一号）第二条第六号、第十一条第二項第一号及び第十二条の規定に基づき、情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
経済産業大臣　茂木　敏充

情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令

情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令（平成十四年内閣府経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

第一条の二第一号中「情報通信産業特別地区」を「提出情報通信産業振興計画（法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画をいう。以下同じ。）に定められた情報通信産業特別地区」に改め、同条第二号、第二条第三号及び第三条第一号の規定中「情報通信産業特別地区」を「提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区」に改める。

第三条第三号中「第四号又は第五号」を「第五号又は第六号」に改め、同条第四号中「十人」を「五人」に改める。

第四条及び第五条の規定中「内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣」を「沖縄県知事」に改める。

第五条第二号中「十人」を「五人」に改める。

附　則

この命令は、平成二十六年四月一日から施行する。